

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人二松学舎
②設置大学名称	二松学舎大学
③担当部署	総務・人事課
④問合せ先	03-3261-7407
⑤点検結果の確定日	2025年12月9日
⑥点検結果の公表日	2025年12月9日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.nishogakusha-u.ac.jp/oujin/about/governance_code.html
⑧本協会による公表	<input checked="" type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2-2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1—1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1—1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	<p>建学の精神及び建学の精神に基づく養成する人材像、二松学舎憲章は、大学ホームページに掲載し、多様なステークホルダーに対して明示している。</p> <p>https://www.nishogakusha-u.ac.jp/about/f3.html</p> <p>https://www.nishogakusha-u.ac.jp/about/disclosure/j_seishin_kensho.html</p>
実施項目1—1②	<p>「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化</p> <p>学部及び研究科ごとに 3 つの方針（ポリシー）を定め、広く公表しており、3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の上、教育の質の保証を図っている。</p> <p>3 つのポリシーに基づき、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果や中期計画等に基づき、教育の質の向上、学修環境等の整備充実に努めている。</p> <p>三つのポリシーを踏まえ、各種 IR 情報等に基づき自己点検・評価を行い、必要に応じてカリキュラム等の見直しを実施するなどして、三つのポリシーの実質化を図っている。三つのポリシーは大学ホームページに掲載している。</p> <p>https://www.nishogakusha-u.ac.jp/faculty/bungakubu/admissionpolicy.html</p> <p>https://www.nishogakusha-u.ac.jp/faculty/kokusaiseikeigakubu/admissionpolicy.html</p> <p>https://www.nishogakusha-u.ac.jp/faculty/graduateschool/bungagaku_admissionpolicy.html</p> <p>https://www.nishogakusha-u.ac.jp/faculty/graduateschool/kokusaiseikei_admissionpolicy.html</p> <p>https://www.nishogakusha-u.ac.jp/faculty/graduateschool/kokusainihongaku_admissionpolicy.html</p>
実施項目1—1③	<p>教学組織の権限と役割の明確化</p> <p>学長は、理事会から委任された権限を行使する。</p> <p>学長は、学則第 1 条に掲げる目的及び使命を達成するた</p>

	<p>め、リーダーシップを發揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督する。</p> <p>学長が行う意思決定に先立ち、学長を補佐する機関として全学に関する重要事項等を審議する機関として、大学運営会議を設置する。また、大学運営会議の審議に先立ち審議する機関として大学審議会を設置する。学長方針、中期的な計画等を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める。</p> <p>学長補佐体制として、大学に副学長を置き、学則において「学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。学長に事故あるときは学長の職務を代理する」としている。その職務については学長裁定により定める。</p> <p>同様に研究科長の役割については、学則において「研究科長は、学長の命を受け、研究科の責任者として当該研究科の教育研究に関する事項を統括する」としている。</p> <p>同様に学部長の役割については、学則において「学部長は、学長の命を受け、学部の責任者として当該学部の教育研究に関する事項を統括する」としている。</p> <p>○二松学舎大学学則 ○二松学舎大学の管理運営に関する規程等</p>
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的計画の策定・実行・評価・改善（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	<p>ファカルティ・ディベロップメント：FD 3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動にかかるPDCAを毎年度明示する。</p> <p>教員個々の教授能力と教育組織としての機能高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進する。</p> <p>スタッフ・ディベロップメント：SD すべての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進する。</p> <p>SD推進に係わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進する。</p> <p>教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画にもとづき業務研修を行う。</p>

	<p>具体的には次の規程等を定め実施する。</p> <p>○二松学舎大学の自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する規程</p> <p>○学校法人二松学舎スタッフ・ディベロップメントに関する規程</p>
--	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	<p>安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、N' 2030 PLAN(以下中期計画という) を策定している。</p> <p>中期的な計画の策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込んでいる。</p>
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	<p>中期計画の進捗状況、財務状況については、二松学舎政策会議、アクションプラン推進管理委員会、資金会議で進捗状況を管理把握し、その結果を理事長、各担当理事へ伝え理事会へ報告することとしており、毎年、実績と翌年の計画を年次報告で公表、透明性ある法人・大学運営に努めている。</p> <p>○学校法人二松学舎政策会議に関する規程等</p>

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>建学の精神に基づく養成する人材像として「日本に根ざした道徳心を基に、国際化、高度情報化など、知識基盤社会が進む中で、自分で考え、判断し、行動する、各分野で活躍できる人材を養成する。(建学の精神の現代的解釈)」を掲げ、急激な社会の変化に対応し、社会の担い手となる人材養成をすべく、教育研究組織の改革を推進する。</p>
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、「地域・産学連携室」を設置し、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めている。</p> <p>産学官の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官等の結節点として機能する。具体的には次の規程等を定め実施する。</p>

	<p>○二松学舎大学 産学官連携に関する基本方針 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供している。具体的には次の規程等を定め実施する。</p> <p>○二松学舎大学 地域連携に関する基本方針 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組む。</p> <p>教育・研究活動を通して、気候変動や環境問題をはじめとする社会全体の持続的な取組みとして SDGs、サステナビリティを巡る課題に対し積極的・能動的に対応する。</p>
--	--

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様性の受容の理念を踏まえ、教職員における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）について、人材育成方針・学内環境整備方針の実施に係る整備・充実に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮している。役員等の内、評議員 24 名中 6 名が女性である。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の 人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学内理事の役割、学外理事の役割を踏まえた人材確保の方針を明確にするとともに、私立学校法改正を踏まえた理事選任の規程整備を行い、透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<p>理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。</p> <p>私学法改正に伴い、理事会、評議員会の権限分配を整理し、建設的な協働と相互牽制が確立するよう寄附行為を改正した。</p> <p>理事会の議事・審議は、学内主要会議等で報告し、理事会運営の透明性を確保している。</p>

実施項目3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。 理事会において、教育行政等に関する最新の情報提供に努めている。

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、私立学校法改正を踏まえた監事及び会計監査人選任の規程整備を行い、透明性を確保している。
実施項目3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っている。 会計監査人及び内部監査室の連携について規程整備している。 ○学校法人二松学舎監事監査規程 ○学校法人二松学舎内部監査規程
実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。 監事は、文部科学省が主催する研修会に参加している。

原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、私立学校法改正を踏まえた評議員選任の規程整備を行い、透明性を確保している。
実施項目3－3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にす

の確保及び理事会との協働体制の確立	るとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。 私立学校法改正に基づき、理事会、評議員会の権限分配を整理し、建設的な協働と相互牽制が確立するよう寄附行為を改正している。
実施項目3－3③	説明

原則3－4 危機管理体制の確立

実施項目3－4①	説明
危機管理体制の整備及び事業継続計画の策定・活用	大規模災害、不祥事（公的研究費不正使用等）に対応するため、危機管理体制の整備と危機管理マニュアルを整備する。学生・生徒等の安全安心対策、減災・防災対策、ハラスメント防止対策、情報セキュリティ対策、その他のリスク防止対策に取り組む。また、大規模災害等に備え事業継続計画（BCP）の策定に取組む。 ○学校法人二松学舎危機管理規程
実施項目3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。 ○学校法人二松学舎コンプライアンス推進規程

原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令等に基づき、教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報等について、情報公開を推進している。
実施項目4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学は、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、ホームページ等を通じて、分か

	りやすい説明方法を工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。
--	--------------------------------------

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明